



「山口市男女共同参画推進条例」

逐条解説

～支えあい 認めあい あなたも私も 輝く山口～

平成 26 年 4 月

山口市

目 次

1 条例制定の趣旨	2
2 条例素案	
名称	2
前文	3
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	11
第5条 市民の責務	12
第6条 事業者等の責務	12
第7条 性別による差別的取扱い及び人権侵害の禁止	13
第8条 情報及び表現に関する配慮	14
第2章 基本的施策	
第9条 基本計画	14
第10条 施策の推進体制の整備	15
第11条 広報啓発及び拠点施設	15
第12条 市民等に対する支援	16
第13条 実施状況の公表	16
第14条 調査研究	16
第15条 苦情等への対応	17
第16条 相談への対応	17
第3章 山口市男女共同参画推進審議会	
第17条 山口市男女共同参画推進審議会	18
第18条 組織及び運営	18
第4章 雑則	
第19条 委任	19

1 条例制定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男性と女性が性別に関わりなく社会の一員として尊重され、ともに認めあい、支えあい、共に輝いて生きることのできる社会」です。性別による差別的取扱いを受けたり、暴力を受けたり、人としての尊厳を侵害されるような社会であってはなりません。

本市では平成 20 年 3 月に、平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とする「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、施策を展開してきました。

しかしながら、現実にはまだ多くの方が男女間の不平等を感じています。

私たちは、少子高齢化社会の進展や社会経済情勢の急速な変化の中にありますが、これらに対応し、市民が心豊かに暮らしていくためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、お互いに支えあい、ともに責任を担う必要があります。

このようなことから、本市では、市民、事業者等の方々と連携して男女共同参画に取り組み、共通の基盤によって男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進を図るために条例を制定します。

2 条例素案

名称

山口市男女共同参画推進条例

(解説)

この条例では、実質的な男女共同参画社会の実現を目的に掲げ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野における意思決定過程へ参画できる「男女共同参画」を推進することが極めて重要なことから標記名称としました。

また、この条例は男女両方を対象とした条例であり、女性のみ、男性のみを対象としていません。

前文

全ての人々が性別に関わりなく個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たち山口市民の願いであり、本市では男女共同参画社会の実現のために、これまで国際社会や国内の取組と連動しつつ、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会的に形成された^①性別による固定的役割分担意識や慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないことや、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ない傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速で多様な変化に対応し、市民が心豊かに暮らしていくためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な分野に共に参画できる社会を築くことが重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画に関する基本理念を明らかにすることにより、市、市民、事業者等が協働して、豊かで活力に満ちた山口市を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（解説）

前文は、条例制定の経緯や社会的背景、条例の必要性など、条例制定の趣旨を示しています。また、本市のこれまでの取組や課題を説明した上で、今後の「男女共同参画社会」の実現に向けた決意について述べています。

〈用語解説〉

① 「性別による固定的役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(解説)

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第 9 条において地方公共団体の責務が定められています。

男女共同参画の推進には、行政はもとより、市民一人ひとりの意識が深く関わることから、市、市民、事業者等がこの条例で定められた基本理念に従い、それぞれの責務を自覚し、主体的に取組を進めるとともに、施策を総合的かつ計画的に実施する重要性をこの目的によって明確にします。

定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が^①社会の対等な構成員として、^②自らの意思によって^③社会のあらゆる分野の活動に^④参画する機会が確保され、かつ、^⑤共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 ^⑥前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利の別を問わず、市内において継続的に事業及び活動を行う全ての個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント ^⑦性的な言動により相手に不快感を与え、相手の職場環境若しくは生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(解説)

本条例において、認識を共有しておく必要のある基本的な用語について、その意義が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするため定めています。

「男女共同参画社会」、「積極的改善措置」、「市民」、「事業者等」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」の 6 項目について定義を規定します。

(1) 男女共同参画

基本法第 2 条第 1 項の定義に準じて「男女共同参画」の定義を定めています。

男女共同参画とは、男女が社会の対等なパートナーとして、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場、

学校など社会のあらゆる分野に参画することができ、それによって政治的、経済的、社会的及び文化的利益や喜びまでも分かちあい、同時に責任を担うことをいいます。

<用語解説>

①「社会の対等な構成員として」

男女とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっているということを示しています。

②「自らの意思によって」

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを述べています。

③「社会のあらゆる分野」

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野のことをいいます。

④「参画」

単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。

⑤「共に責任を担う」

男女という性別によって責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置

基本法第2条第2項の定義に準じて定めています。

「積極的改善措置」は、「ポジティブ・アクション」ともいいます。アメリカでは、アファーマティブ・アクションと呼ばれるものです。これは、男女の格差がある場合に、格差を是正するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、作為的に保護を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。

<用語解説>

⑥「前号に規定する機会」

(1)の「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う」機会のことをいいます。現状では、女性の参画は進みつつありますが、男女の固定的な役割分担等により、いまだに格差が見られる状況にあり、女性の参画の機会が少ない分野が多い状況にあります。

(3) 市民

市内に住む人、市内にある事務所又は事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人とし、国籍は問いません。「市民」には、住所が市外で、本市内に通勤・通学する人も含まれています。

(4) 事業者等

営利又は非営利目的に関わらず、市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社及び企業だけでなく、その集合体である商工会議所のような特別認可法人も含まれます。

「団体」とは、法人以外の集団のことを指します。自治会、町内会、NPO活動・ボランティア(自ら進んで社会奉仕活動をする人)活動を行う集団、PTAなどがこれに含まれます。継続的に事業及び活動を行う団体の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいため市民と分けて規定しているものです。民間企業(自営業者を含む。)、公益法人、営利法人、労働組合、協同組合なども含まれます。

(5) セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意志に反して行われる性的な言動をいいます。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となります。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様です。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、わいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。

<用語解説>

⑦「性的な言動」

性的な言動とは、その言動を受ける人が望まない、不快に感じる内容の発言や行動のほか、これらの背景にある性的な差別意識に基づく言動も含まれます。

(6) ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人などによって振られる暴力のことです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定されている「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれます。また、ここでいう「配偶者等」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の場合や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、デートDVを含みます。

身体的暴力…殴る蹴るといった直接何らかの有形力を行使するもの
精神的暴力…脅す、罵る、無視などの心無い言動により相手の心を傷つけるもの
生活費を渡さない、働かない、経済的に圧迫するなど含まれます。
性的暴力……性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

※子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうこと(=子どもにDVを見せること)
は、児童虐待として「その他の暴力」に当たります。

なお、殴る蹴るといった暴力は、刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

また暴言も含めた精神的暴力の結果、PTSD（外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、処罰されることもあります。

基本理念

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(解説)

基本法第3条～第7条に準じて定め、さらに国の第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の重点部分を鑑み定めています。基本理念は、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、男女共同参画を推進していくための基本的な考え方について7項目にわたり、定めています。

(1) ①男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、②性別による差別的取扱いを受けることなく、③一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

(解説)

「男女の人権の尊重」

男女の個人としての「人権の尊重」は男女共同参画を推進していく上で根底をなす基本理念と位置付けています。

憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、一人ひとりが自分の個

性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女ともに人権が尊重される社会にすることが重要です。

<用語解説>

①「男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ」

例えば、男女の個人の人格が尊重されること、性別に起因する暴力*がないことなどがその意味として考えられます。

※性別に起因する暴力には、夫・妻／パートナーからの暴力、デートDV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が含まれます。

②「性別による差別的取扱いを受けることなく」

男女平等の理念は憲法第14条にも規定されているところであり、男女差別をなくしていくことは重要な理念です。行為の受け手に着目した規定としているのは、行為者の差別の意図の有無に関わらず、性別による差別的な取扱いを受けないことを基本理念としているためです。

③「一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること」

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女があらゆる分野における活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されることを規定しています。

(2) 男女が、^④社会における制度又は慣行による^⑤固定的な性別役割分担意識を反映してその活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。

(解説)

「社会制度又は慣行についての配慮」

社会的に形成された制度や社会慣行に基づいた性別による固定的役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守る」など）により、男女があらゆる社会における活動について、自由に選択することに影響を及ぼさないように配慮することを定めています。

<用語解説>

④「社会における制度又は慣行」

制度の例としては、雇用の分野における昇給、昇格、仕事の内容についての差別のほか、出産や育児のための休暇を取得したことにより職場復帰が困難になったなどの事例が挙げられます。

慣行の例としては、地域活動において女性を役員にしないなど、合理的な理由や根拠がないにも関わらず一方の性を排除したり制限したりすることが挙げられます。

⑤「固定的な性別役割分担意識」 (前文にて前出 P3参照)

(3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(解説)

「政策等の立案及び決定の場への共同参画」

男女共同参画社会を実現するためには、市や事業所、自治会、PTAなどのあらゆる分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、単に参加するだけでなく、男女が社会の対等なパートナーとして参画できる機会を確保する必要があります。

(4) 男女が、お互いの協力と^⑥社会の支援の下、家事、子育て、介護などの^⑦家庭生活における活動と、^⑧就業その他の社会生活における活動に参画でき、また、これらの活動を両立して行うことができるようにすること。

(解説)

「家庭生活における活動と社会生活における活動の両立」

男女が互いに協力し、働き続けることができ、仕事と育児、家族の介護など両立できることは、社会経済の活動を維持する上で重要です。

現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があり、男性の家庭参画が少ないことから、男性にとっても、家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実したものとするための重要な課題となっています。

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等が両立できるように配慮する必要があります。

<用語解説>

⑥「社会の支援」

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立については、家族の協力だけではなく、行政による公的サービスや企業、ボランティア等民間による支援が必要であり、社会全体で取り組んでいかなければ

ればなりません。

主な社会支援は、保育所・学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度、様々な情報提供サービスなどです。

⑦「家庭生活における活動」

子育て、家族の介護、調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動をいいます。

⑧「就業その他の社会生活における活動」

仕事、学習、地域活動、ボランティア活動等「家庭生活における活動」以外の活動をいいます。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(解説)

「生涯にわたる健康と権利の尊重」

男女が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健やかな生活ができるように、お互いの意思が尊重され、自分で判断し決定できること、その決定が尊重されることを定めています。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合って決めること、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを規定しています。

(6) 幼児期から、家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む保育及び教育が行われること。

(解説)

「男女平等意識を育む保育及び教育」

男女共同参画社会の実現において、家庭、学校並びに社会における教育や学習の果たす役割は極めて重要です。保育及び教育は市民の意識や価値観に大きな影響力をもっています。

幼児期から、社会のあらゆる保育及び教育の場で個人の尊厳及び男女共同参画意識を育む教育が大切です。

(7) 男女共同参画は、国際的協調の下、推進されること。

(解説)

「国際社会との協調」

男女共同参画に関する動きは、国際連合を中心とした世界的な動きからその法整備などが進められています。あらゆる場面でグローバル化が進んでいる中で、国際社会における動向を注視し、国際的な理解と協調の下、推進される必要があります。

市の^①責務

第4条 市は、前条に規定する^②基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、^③男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）との連携に努めなければならない。

(解説)

基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けたもので、前条の基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、これを実施する責務を定めています。

第2項は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して取り組むことを定めています。

男女共同参画の推進は、市における推進のみでは達成されるものではなく、市民等がそれぞれ協力して取り組む必要があります。

<用語解説>

① 「責務」

本条項以下、それぞれ市民及び事業者等の「責務」という表題にしています。男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して取り組まなければならないため、それぞれが協力者でなく当事者として主体的に責任を分担する必要があることから「責務」という表題で統一しました。

② 「基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき」

市が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する際には、基本理念を基準、手本とするということであり、これらの基本理念を常に念頭に置き、基本理念の趣旨に従うということを意味します。

③ 「男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）」

「男女共同参画の推進に関する施策」とは、男女共同参画を促し、進める効果のある施策一般のことです。

本条において「（積極的改善措置を含む。）」と規定することで、以下の条文において「男女共同参画施策」という規定があれば、「積極的改善措置」が含まれることとなります。

市民の責務

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

（解説）

基本法第10条「国民の責務」を受けたもので、男女共同参画の推進には、市民一人ひとりの理解と協力による主体的で積極的な行動が不可欠であるため、市民の責務を定めています。

第1項は、市民は、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野で、いろいろな立場から、互いに責任を担い協力することにより、男女共同参画の推進に努めていただくことを定めています。

第2項は、市が実施する施策を効果的に推進するため、参加あるいは協力していただくことを定めています。

事業者等の責務

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、その事業及び活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が^①仕事と生活の調和を保つことができるよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

事業者等は、社会経済活動の中において、重要な役割を果たしており、男女共同参画社会を実現するには、雇用分野での取組が不可欠であることから、市民とは区別して責務を定めています。また、仕事と家庭の両立及び市が実施する施策への協力について規定しています。

第1項は、事業者等は、男女共同参画の推進に努めていただくことを定めています。

第2項は、事業者等の方々に対して、労働者が仕事と生活の調和ができるよう努めていただくことを明示しています。

第3項は、市が実施する施策を効果的に推進するため、事業者等に協力していただくことを定めています。

<用語解説>

①「仕事と生活の調和」

仕事と生活の調和は、「ワーク・ライフ・バランス」ともいいます。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、実現できる状態のことです。

性別による差別的取扱い及び人権侵害の禁止

第7条 全ての人、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、^①性別による差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 全ての人、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(解説)

全ての人、差別や人権侵害を受けることなく、個人として尊重されなければなりません。

社会のあらゆる分野において、性別による男女共同参画の推進を阻害する差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等又はその他これに準ずる親しい関係にある者からのドメスティック・バイオレンス等を禁止することを定めています。

これらは、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。特にドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害の根絶を目指すことは、男女共同参画を推進する上でも大きな課題の一つです。

<用語解説>

①「性別による差別的取扱い」

性別による差別が雇用の分野の差別だけでなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような社会における制度や慣行による差別的取扱いについても、行ってはならないことを明示しています。例としては、職場における昇給や昇格、仕事の内容などについての差別、結婚退職の慣行の奨励などが挙げられます。

情報及び表現に関する配慮

第8条 全ての人、は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担や差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

(解説)

新聞、テレビ、インターネット、ポスターや看板、広告などの広く提供される情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことが考えられることから、表現の自由を尊重しつつも、一部では人権侵害を助長させる表現も見受けられるものもあり、情報発信の際には人権を尊重した表現に配慮する必要があります。

第2章 基本的施策

基本計画

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができる措置を講ずるとともに、山口市男女共同参画推進審議会（第17条に規定する山口市男女共同参画推進審議会をいう。以下同じ。）に意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(解説)

基本法第14条「都道府県男女共同参画基本計画等」第3項の規定を受けたもので、男女共同参画を推進するための基本となる、市の男女共同参画基本計画策定の根拠、策定までの手続き等について定めています。男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権、保健福祉など広範多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関する様々な施策を総合的に推進する必要があります。基本計画の策定及び変更に当たっては、第17条の市長の附属機関である山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を反映させるよう努めることが求められています。

施策の推進体制の整備

第10条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(解説)

「市の責務」を受け、市は財政上の措置や市内部での組織の整備等を含め男女共同参画の推進に向けた体制の整備に努めることを定めています。

市では「市男女共同参画推進本部」を設けて、全市を挙げて施策の推進に取り組んでいます。

広報啓発及び拠点施設

第11条 市は、市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発その他の^①適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、山口市男女共同参画センター設置及び管理条例（平成20年条例第53号）により設置された山口市男女共同参画センターを男女共同参画の取組を推進するための拠点施設とする。

(解説)

市民、事業者等の方々に男女共同参画に関する理解を深めていただくために、市は様々な媒体を利用した広報活動などの必要な措置を講ずることを定めています。

また、市男女共同参画センターを本市の男女共同参画の取組を推進するための拠点施設とすることを定めています。

<用語解説>

① 「適切な措置」

市報や市公式ウェブサイト、テレビでの広報、男女共同参画情報紙やリーフレットの配布、男女共同参画を推進する行事等を開催し、男女共同参画への理解を推進しています。

市民等に対する支援

第 12 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(解説)

男女共同参画の推進のため、市民や事業者等が取り組む活動について、情報の提供などの、必要な支援を講ずることを定めています。

実施状況の公表

第 13 条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(解説)

男女共同参画についての理解と、施策の検証により、次年度へ繋げていく必要があることから、第9条に規定する男女共同参画基本計画に基づく実施状況を公表します。

調査研究

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(解説)

男女共同参画施策を効果的に実施するため、市は国内外の動向や施策の推進状況、市民意識等について調査研究を行うことについて定めています。

また、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集することにより、男女共同参画施策の策定及び実施の基礎とするものです。

苦情等への対応

第 15 条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(解説)

市が実施する男女共同参画施策又はその他の施策について、男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策に関する苦情、意見の申出に対する適切な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

また、市民等からの苦情、意見については、実際に施策の改善に反映させる必要があるため、苦情の処理に当たっては、必要に応じ、山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴取するなど、問題解決に向けた必要な措置を講じる必要があります。

相談への対応

第 16 条 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を^①阻害する要因により人権侵害を受けたとき又は受けるおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

性別による差別的取扱いなどの人権侵害に対する相談について、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

特に、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスについては、当事者からの訴えがしにくいものであるため、相談に応える適切な機関及び対応が求められます。市は、これらの人権侵害に関する相談があった場合には、市役所内の関連部署、国、県及び警察等との連携を強化し、迅速かつ適切な処理を行うよう対処します。

<用語解説>

① 「阻害する要因」

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、その他高齢者や児童に対する暴力その他男女の人権侵害がこれに当たります。

第3章 山口市男女共同参画推進審議会

山口市男女共同参画推進審議会

第17条 男女共同参画の推進を図るため、山口市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民等から申出のあった苦情等に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（解説）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関であり、男女共同参画基本計画など本市の男女共同参画の推進施策について審議を行う「山口市男女共同参画推進審議会」の設置について定めています。

第2項は、審議会の所掌事務について定めています。

市は、苦情等の申出の内容を検討した上、必要があれば、審議会に諮るなど適切な措置を講じます。

組織及び運営

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内の関係団体の代表者又は当該団体に所属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（解説）

審議会の組織について、委員の数、構成及び任期などを定めています。

市の附属機関等の委員の選任に当たっては、男女の数の均衡を図る努力をするよう求められていますが、「山口市男女共同参画推進審議会」が率先し

て女性委員の登用を進めるため、本審議会の委員の選任に当たっては、男女の数の均衡を図ることとしています。

また、本市の男女共同参画に関し、多角的視点から議論を行っていただく必要があるため、委員を市民から公募するなど、市民参加の機会を確保し、幅広い分野から委員を選出します。

第4章 雑則

委任

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

審議会の詳細、この条例の施行に関し必要な事項の規則への委任を定めたものです。